

平成二十一年度 国民健康保険税の 賦課算定内容の変更等について

平成二十二年度の国民健康保険税の納入通知書が、国民健康保険へ加入されている世帯に対し既に送付されておりますが、昨年度に続き国民健康保険税の賦課限度額が改正されましたので、国保税率等の改正の内容と、世帯当り課税額の比較対照及び、平成二十一年度の国保会計の決算状況を併せてお知らせいたします。

国保税一世帯当り 千三百九十六円減額

今年度の国保税の賦課算定内容の変更点として、賦課限度額を基礎賦課額（医療分）四十七万円を五十万円に、後期高齢者支援金等賦課額十二万円を十三万円に改正し、併せて毎年医療費の見込額や所得状況に応じて見直しを図っている国保税率等についても改正を行いました。

このことにより、国保税賦課限度額は介護納付金賦課額の十万円を加えた合計は、前年度より四万円増額の七十三万円となりました。

また、国保税率等の見直しも行い基礎賦課額（医療分）の所得割を〇・二〇％、資産割で５％、後期高齢者支援金等賦課額では、所得割を〇・五％それぞれ引下げ、介護納付金賦課額では、被保険者均等割を五百円、世帯別平等割を三百円それぞれ引上げる改正を行いました。

なお、今年度において一世帯平均課税額は、基礎賦課額（医療分）は前年比で千八百八十六円減額の二十一万五千五百七円となり、五年間連続で減額改正、後期高齢者支援金分では前年比千三百三十七円の減額

国民健康保険税賦課限度額の状況

平成21年度(改正前)		平成22年度(改正後)	
算定項目	限度額	算定項目	限度額
基礎賦課額 (医療分)	47万円	基礎賦課額 (医療分)	50万円
後期高齢者 支援金等賦課額	12万円	後期高齢者 支援金等賦課額	13万円
介護納付金賦課額	10万円	介護納付金賦課額	10万円
限度額合計	69万円	限度額合計	73万円

で六万三千七百二十八円、介護納付金分では千六百二十七円増額の四万五千九十五円となり、全体では昨年度との対比で千三百九十六円の減額となっております。



平成22年度国民健康保険税率等の状況

区 分		基礎賦課分 (医療分)	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額
所得割		6.60%	2.60%	1.50%
資産割		20.00%	2.00%	2.00%
被保険者均等割		28,000円	9,000円	9,000円
世帯別 平等割	特定世帯以外	35,000円	8,000円	6,800円
	特定世帯(注)	17,500円	4,000円	—

(注) 特定世帯…国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その世帯で国民健康保険に残る方が1人だけになる世帯のこと。特定世帯では加入していた方が後期高齢者医療制度に移行してから5年間、世帯別平等割が半額になります。

平成21年度国民健康保険特別会計決算状況

(単位：千円)

入		出	
歳 科 目	金 額	歳 科 目	金 額
保 険 税	426,054	総 務 費	11,218
交 付 金 等	664,168	保 険 給 付 費	693,933
繰 入 金	36,390	抛 出 金 等	413,542
そ の 他	147,736	そ の 他	47,796
合 計	1,274,348	合 計	1,166,489
		収 支 差 引 額	107,859

平成二十一年度の決算状況は、国保税の収納率が、停滞する経済状況の中で、前年度を上回る収納率を確保したことや交付金等が増額されるなどの要因により、一億七千八百九十九万九千円の黒字決算となりました。

この剰余金については二十二年度へ繰越し、国保税の減税財源及び医療費等の支払いに充てることとしております。